

蕪崎市条例第4号

蕪崎市議会議員の議員報酬等の特例に関する条例をここに公布する。

令和4年3月25日

蕪崎市長 内藤久夫

蕪崎市議会議員の議員報酬等の特例に関する条例

(趣旨)

第1条 この条例は、蕪崎市議会議員（以下「議員」という。）が長期にわたって市議会の会議等を欠席した場合及び刑事事件の被疑者又は被告人として法律上の身体を拘束する処分を受けた場合における当該議員の議員報酬及び期末手当の支給について、蕪崎市議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例（昭和38年4月蕪崎市条例第7号）の特例を定めるものとする。

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 市議会の会議等 次に掲げる会議及び活動をいう。
 - ア 蕪崎市議会の定例会及び臨時会の会議
 - イ 蕪崎市議会委員会条例（昭和48年3月蕪崎市条例第5号）に基づき設置された委員会
 - ウ 蕪崎市議会会議規則（昭和48年3月蕪崎市議会規則第2号）で定める協議又は調整を行うための場
 - エ 蕪崎市議会会議規則で定める議員の派遣
 - オ 蕪崎市議会基本条例（平成25年3月蕪崎市条例第26号）に基づき開催される会議
- (2) 長期欠席 議員が、療養、長期不在その他の理由により市議会の会議等に出席できなくなった日から市議会の会議等に出席する日の前日までの日数が90日を超える場合をいう。
- (3) 公務上の災害等 議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関

する条例（昭和42年12月葦崎市条例第17号）に基づき認定された公務上の災害又は通勤による災害をいう。

（議員報酬の減額）

第3条 市議会の会議等を長期欠席した場合における当該議員の議員報酬は、その職に応じた議員報酬の月額に、市議会の会議等を欠席した日から市議会の会議等に出席した日の前日までの日数（第6条第1項に規定する身体を拘束される処分を受けている期間を除く。以下この条及び次条において「欠席相当日数」という。）に応じて、次の表に定める割合を乗じて得た額とする。

欠席相当日数	割合
90日を超え180日以下であるとき	100分の80
180日を超え365日以下であるとき	100分の70
365日を超えるとき	100分の50

2 前項の規定は、欠席相当日数が90日を超える日の属する月の翌月（その日が月の初日であるときは、その日の属する月）から市議会の会議等に出席した日の属する月（その日が月の初日であるときは、その日の属する月の前月）まで適用する。この場合において、市議会の会議等に出席した日の属する月の議員報酬については、日割りにより計算する。

（期末手当の減額）

第4条 6月1日及び12月1日（第7条及び第9条においてこれらの日を「基準日」という。）のそれぞれ前6月において、前条の規定により議員報酬を減額して支給された月があるときの期末手当の額は、その職に応じた期末手当の額に、欠席相当日数に応じて、前条第1項の表に定める割合を乗じて得た額とする。この場合において、当該割合の異なる月があるときは低い方の割合を乗じるものとする。

（適用除外）

第5条 議員が、次の各号のいずれかの事由により長期欠席したときは、前2条の規定は適用しない。

- (1) 公務上の災害等
- (2) 出産予定日の6週間（多胎妊娠の場合にあつては、14週間）前の日か

ら当該出産の日後8週間を経過する日までの期間

(3) 感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成10年法律第114号）第18条第1項に規定する患者又は無症状病原体保有者となった場合

(4) 前3号に掲げるもののほか、議長がやむを得ない事由であると特に認める場合

（議員報酬の支給停止）

第6条 議員が刑事事件の被疑者又は被告人として逮捕、勾留その他その身体を拘束される処分を受けたときは、その日から当該処分を解かれる日までの間、当該期間に係る日割りにより計算した額の議員報酬の支給を停止する。この場合において、既にその月の議員報酬が支払われていたとき、又は支給の停止ができないときは、翌月の議員報酬から当該停止に係る額を差し引いて支給する。

2 前項後段の場合において、議員の辞職その他の事由により翌月の議員報酬から差し引いて支給することができないときは、前項の規定は、適用しない。

（期末手当の支給停止）

第7条 基準日のそれぞれ前6月において、議員が前条第1項に規定する身体を拘束される処分を受けたときは、当該基準日に係る期末手当の支給を停止する。

（停止されていた議員報酬等の支給）

第8条 前2条の規定により支給を停止されていた議員報酬及び期末手当は、当該停止に係る刑事事件について公訴を提起しない処分が行われたとき、又は当該停止に係る刑事事件の無罪判決（同様の効果を有する判決及び決定を含む。）が確定したときは、その日の属する月の翌月（その日が月の初日であるときは、その日の属する月）の議員報酬の支給日に支給する。この場合において、議員の資格を失っているときも、同様とする。

（議員報酬等の不支給）

第9条 第6条及び第7条の規定により支給を停止されていた議員報酬及び期末手当は、当該停止に係る刑事事件の有罪判決が確定したときは、支給しな

い。

2 刑の執行として刑事施設に収容される処分を受けたときは、その日から当該処分が終了する日までの間、当該期間に係る日割りにより計算した額の議員報酬は、支給しない。

3 基準日のそれぞれ前6月において、前項の規定により議員報酬を支給しないこととされた月があるときは、当該基準日に係る期末手当は、支給しない。

(日割計算の方法)

第10条 第3条第2項、第6条第1項及び第9条第2項の規定による日割りは、その月の現日数を基礎として計算する。

(減額、支給停止及び不支給の効力)

第11条 この条例の規定による減額、支給停止及び不支給については、当該減額、支給停止及び不支給の事由が生じた日の属する任期中の議員報酬又は期末手当に限り、その効力を有する。

(疑義に対する措置)

第12条 この条例の適用に関し疑義が生じたときは、議長が議会運営委員会に諮って決定する。

(委任)

第13条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、議長が定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の規定は、この条例の施行の日以後に行われる市議会の会議等を欠席した議員の議員報酬及び期末手当について適用する。